

調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 30 年 1 月 22 日

鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長 越智 浩明

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

日野振興センター清掃業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

(4) 入札方法

ア 入札は、紙面による紙入札により行うものであること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に 108 分の 8 を乗じて得た金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札書に記載する金額は、業務の期間（平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで）の総額を見積もった額とすること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 27 年鳥取県告示第 596 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、以下の全ての業種区分に登録されている者であること。

ア 建物等の保守管理の建築物内部清掃

イ 建物等の保守管理の建築物外部清掃

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を平成 30 年 1 月 26 日（金）正午までに 4 の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に 4 の（2）の場所に必ず連絡すること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指

名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

- (4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。
- (5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項の規定により、同項第1号又は第8号に掲げる事業について鳥取県知事の登録を受けている者であること。
- (6) 平成25年度以降に国又は地方公共団体若しくは国立大学法人の施設を管理する者が発注した延べ床面積1,500平方メートル以上の建物の清掃業務を12月以上継続して履行した実績を有する者であること。

3 契約担当部局

鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野振興局地域振興課

4 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び入札の手続に関する担当部局

〒689-4503 鳥取県日野郡日野町根雨140-1

鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野振興局地域振興課

電話 0859-72-2084

電子メール hino-shinkou@pref.tottori.lg.jp

- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問い合わせ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県庶務集中局物品契約課

電話 0857-26-7431

- (3) 入札説明書等の交付方法

平成30年1月22日（月）から同年2月13日（火）までの間にインターネットの鳥取県西部総合事務所日野振興センターホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/hino-shinkoucenter/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成30年1月22日（月）から同年2月13日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1) に同じ

- (4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成30年2月28日（水）午前10時

イ 開札日時

即時開札

ウ 場所

日野郡日野町根雨140-1 鳥取県西部総合事務所日野振興センター

会議室棟2階 中会議室兼入札室

- (5) その他

郵便又は信書便による入札は認めない。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者にあつては、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成30年2月13日(火)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 最低制限価格の設定

本件入札には、西部総合事務所日野振興センター施設管理調達最低制限価格制度実施要領に基づき最低制限価格を設定しており、当該最低制限価格を下回る入札を行った者は失格とし、不落札で再度入札を行う場合において、次回以降の入札には参加させないものとする。

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札を行なった者のうち、最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。